

令和5度度

福祉事務所等生活保護査察指導員研修

(オンライン開催)

とき：令和5年9月8日（金）



氏名	
----	--

沖縄県社会福祉協議会
沖縄県福祉人材研修センター
電話 (098) - 882-5703

— 目次 —

1. 実施要項・日程	1
2. 開講式・オリエンテーション	4
3. 講師略歴	5
<講義・グループワーク>	
4. 「査察指導員の役割 ～スーパーバイザーとして求められる視点と役割～」	7

ふだんの
うしの
しあわせ



令和5年度
福祉事務所等生活保護査察指導員研修
(オンライン開催) 実施要項

- 1 目的** 本研修は、福祉事務所の査察指導員を対象に、生活保護運営をめぐる諸問題について、講義・グループ討議・意見交換等を行い、生活保護査察指導員に必要な職務能力の向上を図り、生活保護制度の適正な実施に資することを目的とする。
- 2 研修目標** (1) 査察指導員の役割について認識するとともに、査察指導を発揮するために必要な知識と技術を習得する。
(2) グループ討議・情報交換を通して、相互研鑽を図りながら連携を深める。
- 3 主催** 沖縄県子ども生活福祉部 福祉政策課
沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター
- 4 研修対象者** 福祉事務所等において、生活保護の査察指導を担当する職員
- 5 定員** 30人
- 6 研修日程** 令和5年9月8日（金） 14時～17時（受付13：30～）
(詳細は別紙研修日程及び内容のとおり)
- 7 受講料** 無料
- 8 申込方法・開催要項等のダウンロードについて**
・本会ホームページ内「福祉人材研修センター主催の研修（研修管理システム）」から申込。
<https://www.shakyo-kensyu.jp/okinawa/>
※研修申込みには、IDとパスワードが必要となります。事業所登録をしたIDとパスワードでログインし、受講申し込みください。IDとパスワードが分からぬ場合は、事務局へお問合せください。
- 9 受講申込及び事例検討票提出期限**
令和5年8月28日（月）必着厳守
- 10 事例検討票について**
同封している事例検討票を使用いたしますので、研修管理システムよりダウンロードし、提出方法①～③のいずれかの方法で御提出をお願いします。

提出方法①研修申込時にファイルをアップロードし提出。(事前に事例検討票をデータで作成保存)※詳しくは、研修管理システム→使い方マニュアル→「申込み時の設問でファイルをアップロードする」をご参照ください。

提出方法②メールで提出。(提出先:kensyuu@okishakyo.or.jp)

提出方法③FAXで提出。(FAX:098-887-1071)

| 11 受講者の決定・通知等の送付(メール)

- ・受講が決定した方には、申込時に登録したメールアドレスへ通知いたします。なお、通知は申込締切後、約1週間以内(土日・祝日除く)を目安としております。
また、申込後に受講できない事情が生じた時は、速やかに本センターまで御連絡ください。

| 12 オンライン（Zoom）による研修参加について

- ・研修会場へ来場は必要ありません。各所属施設等において研修に参加してください。
- ・事前に各所属施設においてインターネット環境の確認、使用端末においてZoomで映像や音声が利用できるか確認をお願いいたします。
- ・研修に参加される際に、同じ部屋にパソコン及びタブレット端末の複数台で参加される場合は他のパソコン及びタブレット端末を使用する距離をご確認ください。
(ハウリングや他の参加者の声などが混ざることがあります)

※インターネットにおいてZoomが閲覧できる環境であれば問題ありません。タブレット端末による視聴も可能です。

なお、パソコンでZoom研修へ参加される方は、次の3つの機器が必要です。

- ①ウェブカメラ
- ②マイク(WEBカメラに内蔵されているマイクでも構いません。)
- ③スピーカーまたはヘッドセットやイヤホン

・その他オンライン参加で、気になる点がある際は、事務局までお問い合わせください。

| 13 個人情報の取扱および「オンライン研修受講利用規約」への同意について

- ・受講申込にあたり、本会が収得した個人情報は、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他の目的に利用することはありません。
- ・また、お申し込みの際に掲載されている「本会オンライン研修受講利用規約」に同意された方を受講対象とさせていただきます。

※詳しくは、申込時に本会研修管理システムをご参照ください。

| 14 申込・問い合わせ先 沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター (担当:福原)

〒903-8603 那霸市首里石嶺町4-373-1 西棟3F

TEL 098-882-5703 FAX 098-887-1071

Mail : kensyuu@okishakyo.or.jp

令和5年度 福祉事務所等生活保護査察指導員研修
(オンライン開催) 研修日程及び内容

期日	時 間	内 容	
9 月 8 日 (金)	13:30~13:50	受 付 (Zoom 入室)	
	13:50~14:00	オリエンテーション	
	14:00~17:00 (180分) ※適宜休憩あり	<p>【講義】 「査察指導員の役割 ~スーパーバイザーとして求められる視 点と役割~」</p> <p>【グループ討議】 「事例検討（模擬カンファレンス）」</p>	明治学院大学 教授 新保 美香 氏
	17:00~	閉講・アンケート	

開講式・オリエンテーション

オリエンテーション

*** 研修開始にあたって ***

(1) 研修資料について

メールでお送りした資料は次のとおりです。

- ① 研修ノート ②オンライン研修の手引き

(2) 研修日程及び時間について

研修内容及び日程表（P 3）のとおりです。

(3) アンケートのお願いについて

今後の本研修会充実のため、アンケートに御協力ください。

研修閉講後に、下記 QR コードまたはメールに添付しております URL から
アンケートフォームへ回答をお願いいたします。

回答期限：令和 5 年 9 月 22 日（金）

アンケート
(9/8)



(4) 研修中の不具合等について

研修中に不具合等が起きた場合は、Zoom のチャットまたは下記携帯までご連絡
ください。

携帯：080-1712-9184

○その他御不明な点は、事務局までお尋ねください。

講 師 略 歴

○新保 美香 明治学院大学 教授

明治学院大学大学院を修了後、高齢者ケアセンター、福祉事務所ケースワーカー（高齢者担当・生活保護担当）を経て、現職に至る。2004年度に、国立シンガポール大学（National University of Singapore）に、特別研究員として留学。

現在は、生活保護における自立支援、生活困窮者自立支援制度における自立支援と人材養成について研修を進めている。

—主な研究—

・2012年度～2015年度

日本学術振興会科学研究費補助金 基盤C（一般）による「生活保護自立支援プログラムの評価方法に関する研究」に取り組む。

・2013年度

「子ども・若者の生活困窮支援に関する研究事業」「生活困窮者自立促進支援モデル事業自立相談支援機関仕様標準様式検討事業」（いずれも厚生労働省社会福祉推進事業）に参画。

・2014年度から現在

「自立相談支援事業従事者養成研修カリキュラム検討会」（厚生労働省）「自立相談支援事業従事者養成研修事業企画委員会」（全国社会福祉協議会）で、生活困窮者自立相談支援に取り組む人材育成に参画。

・2014年度

厚生労働省職業安定局の取り組みとして、福祉事務所とハローワークが連携して実施している「生活保護受給者等就労自立促進事業」に用いる「生活困窮者の就労準備状況判断支援ツール開発事業」

・2015年度

「生活困窮者の就労支援技法開発事業」で、今後の生活保護受給者及び生活困窮者に対する連携型の就労支援のあり方について学ばせていただく機会も得ました。

その他生活保護に関する執筆や全国各地で開催される研修会にて講師を務めている。

—研究実績—

- ・「生活保護ケースワーカーのための生活保護実践講座①～⑪（連載）」『生活と祉』全国社会福祉協議会、2015年6月号～2016年4月号。（単著）
- ・「生活保護における就労支援の現状と課題」『日本職業リハビリテーション学会学会誌』第28巻第1号、2015年5月。（単著）
- ・『社会福祉学習双書』編集委員会編 『社会福祉学習双書 2015 公的扶助論－低所得者に対する支援と生活保護制度』 全国社会福祉協議会 2016年。（共著）他多数



査察指導員の役割

～スーパーバイザーとして
求められる視点と役割～



明治学院大学 新保美香

はじめに

- コロナの影響を受けるなかで、住民の命と生活をまもるお仕事にご尽力されているみなさまに、心からの敬意を表します。
- 本日は、生活保護における査察指導員の役割を再確認しつつ、SVだからこそできることをご一緒に考えて参りたいと思います。

どうぞよろしくお願ひします！



チームづくり：自己紹介

- ① 所属・お名前+今のお仕事の経験年数等簡単なプロフィール
 - ② 今の仕事をしていてよかったと思うこと
 - ③ 最近のリフレッシュ法
- ⇒ ①②③を順番にお話ください！

時間はおひとり「2分」です。

拍手などのリアクションを大切に☆☆



<ワーク1: SVとして思うこと>

日常振り返り、SVとして思うことを、チームで共有してください。自己紹介を2番目にされた方に口火を切っていただき、自由に「対話」してください。言いっぱなし、聴きっぱなしのフリートークの時間です ♥ ♥



1. スーパービジョンとは？

➤「ワーカーが持っている能力を最大限生かし、よりよい実践ができるよう支援する過程」を意味しています。

→「**支援者(CW)**を支援すること」が、**スーパービジョン**と考えられます。

支援者の実践力の向上と、それを通じた利用者への支援の充実が目的となります。



2. スーパービジョンの 3つの機能

① 教育的機能(知識・態度・技術の向上)

→ともに学び、支援者の学びを促すこと。

② 管理的機能(業務管理・環境整備)

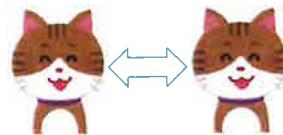
→客観的な立場でワーカーの業務をとらえること。

③ 支持的機能(支援者のエンパワメント)

→あらゆる場面で支援者を支えること。

ワーカーの訴えを受けとめ・聴くこと。

3. SVとCWとの関係



- SVの役割への理解のもと、CWにSVの存在を活用してもらえるようにすることが大切です。 (SVとCWの関係構築が必要)
- 「SVとCWの関係は、支援者と利用者との関係と同質なものである」と言われています。
⇒ 日頃のSVの姿勢は、CWの援助・支援に影響を与えると考えられています。

4. 特に大切にしたいこと①

➤ 「CWを知ること」

CWがどのような人か、CWの業務における様々な想い、実務の現状を知ることが大切です。



➤ 「支持的機能」の発揮

「教育的機能」「管理的機能」も大事ですが、現在は、「支持的機能」が最も必要とされています。具体的に「**言葉にして**」ねぎらいの言葉や「業務における肯定的なフィードバック」を伝えることが大切です。

4. 特に大切にしたいこと②

➤生活保護をめぐる現状を理解すること

(1) 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直し
に関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）

2022年12月20日 P7~9

<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001026532.pdf>

(2) 生活保護行政で起こっている様々な問題



⇒資料1 池谷秀登『支援困難事例から考える
生活保護ケースワーク』日本加除出版、2023年。
P16~20

5. 様々な事件からの示唆

①自治体としての組織的対応の重要性

②ケースワーカーとSVの孤立防止

③生活保護制度の意義や、制度に関する
正しい理解を社会的に広げていく必要性。



<ワーク2：資料1について思うこと>

「資料1」に書かれている様々な状況について思うことを、チームで共有してください。



6. 査察指導員にできること 『ケースワーカーを支える組織運営』



令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

『保護の実施機関における組織的運営管理と査察指導の具体的手法に関する調査研究事業』の成果としてまとめられています。

SVとして何ができるか、具体的な取組み事例も紹介されており、参考になると思います。ぜひご一読ください！

<https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/sasaeruWOv2.pdf>

ちょっと休憩です…



7. 支援（SV）に必要な 3つの視点

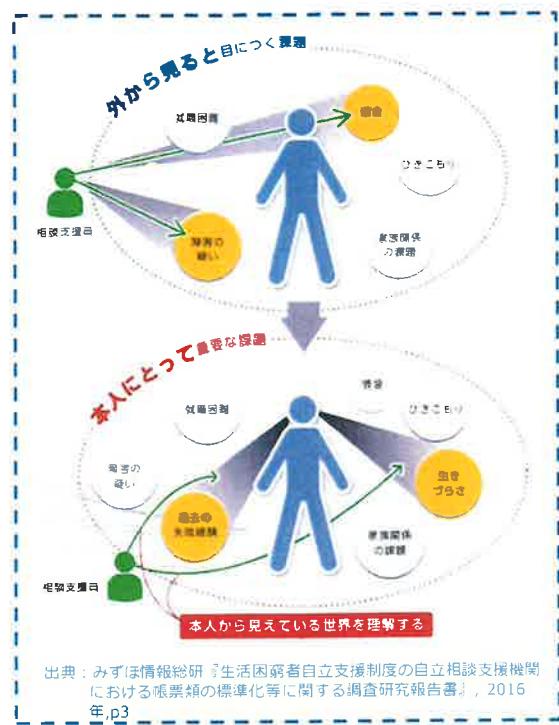


1. 「本人から見えてる世界」を理解する視点
2. 「困りごとの背景を捉える」視点
3. ストレングス視点

あらゆる領域における支援を行う上で、また、私たち自身が、日常業務や、人とかかわるうえで、とても役立つ視点です。SVとして、CWや関係者とかかわるうえでも必ず役立つと思います。

「本人から見えている世界」を理解する視点

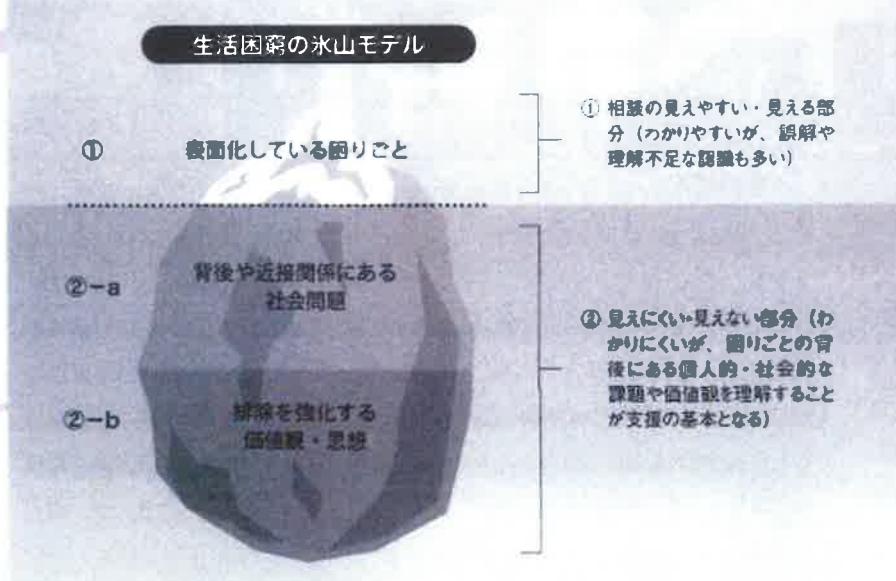
- 支援をよりよくすすめていくためには「本人から見えている世界を理解すること」が何よりも重要です。
- 支援者はともすると、外からみると目につく課題に着目して、その解決をはかるための提案を支援者の目線でてしまいがちです。しかし、本人にとって重要な課題は別のところであったりします。
- まずは、本人との関係づくりがとても大切です。



出典：みずほ情報総研『生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における帳票類の標準化等に関する調査研究報告書』, 2016年,p3

困りごとの背景を考える視点の重要性

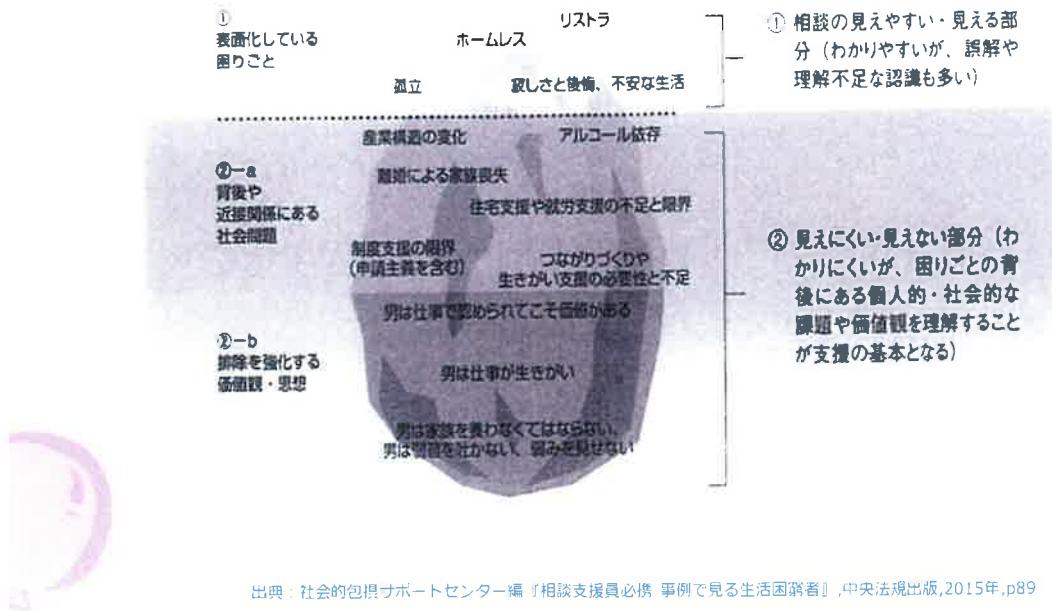
表面化している困りごとの背後にある、「背後や近接関係にある社会問題」や「排除を強化する価値観・思想」を理解することが重要です。



出典：社会的包摶サポートセンター編『相談支援員必携 事例で見る生活困窮者』,中央法規出版,2015年,p4

困りごとの背景が見えると 支援は変化します…

【生活困窮の氷山モデル】case7-2：「こんなはずではなかったのに…」



出典：社会的包摶サポートセンター編『相談支援員必携 事例で見る生活困窮者』,中央法規出版,2015年,p89

「ストレンジス視点」の重要性



- ① ストレンジス視点とは、相談者のもつ強み、力、よいところ、努力などに着目する視点のことをさします。
- ② 支援においては、相談者の「いいところ探し」を積極的に行い、そこで見いだした強さやよいところを相談者に伝えるとともに、支援に活かしていくことが求められています。
- ③ 自分のよいところを認めてもらい、がんばっていることに対して共感的に受けとめてもらえることで、人は物事をポジティブに捉え、前進していく力が与えられます。
- ④ このことは、相談者だけでなく、私たち、すべての人にとってはまることです。

8. よりよい職場づくりに向けて

- 当面は「コロナの影響」が「人々に大きな不安を与えていた」とことを意識して過ごす必要があると思います。
- CW一人ひとりの想いの理解につとめ、職員や職場のストレングスを見いだすこと忘れずに、助け合い、支え合える職場づくりをすすめていただきたいと思います。
(CWもSVも完璧でなくてあたりまえです)
- 課長や所長に相談できていますか？
職場の内外に「安全な」相談相手を！ 



9. 最も大事なことは...



- みなさまご自身の「セルフケア」です。
- ご自身の心が喜ぶひととき、一日の中でのリフレッシュタイム、休息を大切にしていただきたいと思います。
- 「話す=放す（内なる感情を解き放つ）」と言われています。安全な場で様々な想いを解き放つことも、ぜひ、心がけていただきたいです。
⇒SV研修を、そのような場のひとつに！



10. 事例検討 (模擬カンファレンス)

- ①このたびはお忙しいなか「事例検討票」をご準備いただき、ありがとうございました！
- ②「事例検討票」に書かれていることを「口頭」で報告していただきながら、それぞれが日々の業務において、困っていることや、その中で工夫していることなどを共有していただきたいと思います。



<事例検討のすすめかた>

- ①お一人あたり15分で事例検討をすすめます。
- ②まず報告者は、5分程度で「検討票」に書かれていることを報告してください。
- ③報告が終わったら、報告者以外のメンバーは、残りの時間を使って、順番に「ストレングス視点」で報告者と支援対象者の状況を捉えて、報告者に、前向きなメッセージを伝えてください。
困りごとの解決に向けたアイディアやアドバイスがあれば、あわせてお願ひします♡
- ④お一人15分で進行できるよう、タイムキープをお願いします。
- ⑤お二人の報告が終わる頃（30分後）に、一度休憩を入れます。

11. 事例検討を終えて…



12. 本日の研修を振り返って…

本日の研修を終えて、明日から取組んでみたいと思ったことを、以下にメモしてください。



記入した内容を、ブレイクアウトセッションで、メンバーと共有していただきます！



おわりに

- 最後に、コロナの状況下で、私自身が学んだことを共有させてください。
- 「プロは悩む、されど、プロは一人では悩まない。」（悩めるプロになろう！）
- 「ほうれんそう（報告・連絡・相談）よりざっそう（雑談・相談）」

みなさまの一層のご活躍をお祈りしております。本日は、ありがとうございました！



令和5年
六月
廿一

ケースワーカーの考える支援困難事例とは、被保護者に生じる生活課題の大さき、重さにケースワーカーが耐えられなくなっている。生活保護行政がケースワーカーを支えられないのです。厳しい表現を使うならば貧困や被保護者の生活課題に生活保護行政が負けているのです。

したがって、ケースワーカー自身が自らの業務に否定的であるということは、たまたま福祉事務所に配置された職員の問題ということではなく、生活保護行政に内包されている問題なのです。

■3 ケースワーカーに生じた問題

2010年代以降をみてもケースワーカーが関係した大きな事件が相次いでいます。発生した事件に対して自治体が第三者を含めた検証委員会、検討会などを設置し報告がされています。ここでは性格の異なる三つの事件、京都府向日市、神奈川県小田原市、東京都多摩市の各福祉事務所で生じた問題を自治体の報告書により見ていきます。

向日市の事例は生活保護のケースワーカーが、被保護者と同居していた女性の遺体を、担当する被保護者に脅され、被保護者とともに、遺棄したことを理由に逮捕、起訴され有罪判決を受けたものです。

■3
京都府向日市

「本件事案の発覚した2019（令和元）年6月現在は、生活保護世帯数477世帯に対してケースワーカーは5名となっており、現実経験の少ないケースワーカーを含めて全員が、ほぼ90世帯を超える生活保護世帯を担当しており、明らかに保護の実施体制の弱体化が確認された。

職員A（本件のケースワーカー=筆者注）の担当世帯数も一時的には110世帯を超えケースワーカーの中で一番多く担当していた。」「保護援助係では5名のケースワーカーで生活保護世帯の対応を行っていたが、生活保護行政の経験のあるケースワーカーが少ない一方、対応すべき生活保護世帯数が多いため、ケースワーカー1人当たりの業務量が過大な状態となっていた。

係長Cは過去にケースワーカーの経験のある者であったが、弊員にはケースワーカーの経験がなく、また、その後、後述する他の対応困難案件に時間を取られて

いたこともあり、保護援助係では、ケース記録や保護費の支給の決裁が遅滞することが常態化していた。」

「保護援助係と同じフロアにいる地域福祉課の職員で保護受給者B（死体遺棄の主犯=筆者注）を知らない者はおらず、保護受給者Bからは毎日職員A宛てに電話があり、職員Aが保護受給者Bに長時間の電話対応を余儀なくされているということも、地域福祉課の職員にとっては周知のことであった。」

職員Aが保護受給者Bとの3時間から4時間にも及ぶ長電話を終えた後、周囲の他の職員が職員Aを気遣つて、「大丈夫か」「どんな話だった」と声を掛けた。また、係長Cが職員Aに代わって保護受給者Bと電話をすることがあったが、そのような声掛け程度では職員Aの精神的・心理的負担が解消されることではなかった。

「登録指導員である係長Cは、職員Aの業務を指導する立場の者として、職員Aが長時間の電話を終えた後には、その内容を聞いて状況の確認を行うなどしていたものの福祉事務所として、保護受給者Bに対する生活保護法に基づく保護の適正実施上の必要な指導指示等の措置を講じることの指導をしていなかつた。また係長Cは、自らも福祉事務所の指導方針を制定する組織的対応をとらなかつた。」

「課長は、ケースワーカーとしての職務経験がないこともあります。職員Aが長時間にわたる電話対応をしていることを手段に異常な状況であるとは認識していないかった。課長は、職員Aと同じフロアで業務をしているため、職員Aの長時間にわたる電話の状況は十分に把握していたが、係長Cや他の周囲の職員が適切に職員Aをフォローしているだろうと判断し、職員Aが保護受給者Bの案件を一人で抱え込む状況になつていると考えていなかつた。」

「部長は、福祉事務所長を兼務する者として、生活保護行政全般を所管する責任者であるが、部長も主に庁舎3階で執務をし、保護援助係のフロアとは異なつていたことから、職員Aの具体的な業務の状況や保護受給者Bとの関係性までの把握はできていなかつた。」

生活保護業務上の職員逮捕事件に係る検証委員会「生活保護業務上の職員逮捕事案に係る検証委員会検証報告書—市民に信頼される生活保護制度となるために—」(2020年3月26日)

向日市の福祉事務所では、ケース記録や保護費の支給の決裁が遅滞することが常態化していたようですが、このことは福祉事務所が恒常に組織的な問題を抱えていたということではないでしょうか。その上でケースワーカーは社会福祉法の標準数の1.37倍である110世帯を担当させられた上、問題のある被保護者へは担当ケースワーカーが一人で孤立しながら対応させていたようと思われます。

小田原市では長期間にわたり「HOGO NAMENNA」（保護なめんな）などと印刷されていた被保護者を侮蔑するようなシャンバー等を複数のケースワーカーが着用していましたが、これに対して市福祉健康部の部長は「不正（受給）を断つといふ意気込みが空回りしている。」などと述べています。²⁰⁾

小田原市では、市役所内の多くの職員は生活保護の職務が非常に過重な労働であることを知っています。自分自身が生活保護に関する部署に異動することを望まない風潮があつたそうです。このことは福祉事務所が市役所内で孤立しており、周知でありますから市はそれを放置していました。そうであれば、福祉事務所に異動させられたケースワーカーは「被管理者を持ちながら仕事をしていたのではないのでしょうか。その上で部長の



小田原市

「アンケート結果で、十分な研修を受けられないことが見て取れることがあります。ケースワーカーの基礎的な知識の不足が問題点として考えられます。」

「担当職員の利用者への配慮不足はもちろんだが、他部署からの孤立やえの保険の団結力・使命感を維持しようとしたことが、シャンバーを作成した要因だつたのではないかと考えられます。」

「援助を必要とする側のまなざしが弱くなり、生活困窮者や生活保護利用者との向き合い方へと意識が向かず、支援としての発想が希薄となっていました。」

「シャンバーを着用して訪問することに、違和感を持たなかつたと考えられる。また、生活保護利用者から見ればケースワーカーは絶対権力者であり、一対一の関係の中で、冒たいいことがうまく伝えられない、説明がわからぬ状況でも判断を追られるという怖さがある。シャンバーの不適切さを利用者が指摘できないのは当然であり、ケースワーカーが権力者であるという視点が欠けていたからシャンバー着用が難儀したと考えられる。」

「アンケート結果からは、生活保護の職務が非常に過重労働なことを知りつつ、「そういう職場だから」と消されてきた経緯が見て取れる。また、自分自身が

生活保護にかかわる部署に異動することを望まないという声がとても強かつたこともわかる。全般的な關心や理解の低さが、管理監督者も含め誰もシャンバー着用を疑問視せず、保護係の孤立感をさらに高め」た。

生活保護行政のあり方検討会「生活保護行政のあり方検討会報告書」平成29年4月6日

言う「不正受給を断つ」ことが前面に出るならば、被保護者に対する視点が「不正受給者」観となることから、被保護者を疑う生活保護行政となり適切な支援は難しいようになります。

多摩市では生活保護業務を担うケースワーカー2名が、それぞれが担当する被保護者から提出された収入申告書類等を巡やかかつ適正に専務処理しながら、被保護者に支給される生活保護費に関し、漏給59件・5,915,933円、過支給74件・39,454,171円を生じさせた事案です²¹⁾。

多摩市では、ケースワーカーの担当世帯数が社会福祉法の標準数を大きく上回る一方で、莫大な扶助費が支給されておらず、また過支給もチェックされていません。このことはケースワーカー個人の問題というよりも、福祉事務所が組織として機能していたのか疑問に思われます。そのような職場の状態で、薬物依存、精神疾患、DVなど多くの課題を持つ被保護者がおり、対応をしなくてはならないことから「生活保護業務への従事を希望する職員はここ数年、ほほいない状況」となっていたそうです。

これらの報告書を見るとケースワーカーの担当世帯数は社会福祉法の標準数を守らせておらず、その原因の一つとして自治体の生活保護行政に対する無理解があつたのではないか。つまり、生活保護行政で生じる困難性をケースワーカー個人の努力で解決することを求め、理事者もも管理職も対応を怠り放置をしていたように思われます。

小田原市も多摩市も多くの職員にとり生活保護担当課は行きたくない職場、配属されても早く抜け出したい職場であり、ケースワーカーや査察指導員を希望する職員はほとんどないとの認識を持ちながら、この状態の改善を図ることなく事件が生じたように思われます²²⁾。

いずれの事案も、被保護者の複雑で難しい課題に対して、ケースワーカーが孤立していたことが「事件」の原因の大きな要素となっていることが分か

21) 多摩市生活保護費過正支給に向けた第三者検討委員会報告書（2014年）

22) その後、各自治体は生活保護行政の改善に努力をしているようです。

ります。このことは「事件」がいまだ生じていない全国の福祉事務所やケースワーカーにも共通しているようです。

会計検査院の平成19年度の決算報告書では、実地検査した212福祉事務所で43の事務所が詐取、領得、事務けむ、亡失の事態について、また167の事務所で上記43事務所と同様の事務処理の不備が見受けられたとされています²³⁾。すると不備のなかった福祉事務所は212事務所中2か所しかなかったことになります。このことは事務処理の不備の発生も組織的な背景があると考えられます。

ケースワーカーの被保護者に対する視点はケースワーカー個人の能力、感性などという問題ではなく、被保護者の貧困や困難な生活課題を受け止めることのできる基本的視点と支援力をケースワーカーが得るために、自治体や福祉事務所が組織的な対応が行えているのかどうかという問題であり、これらがないとケースワーカーは被保護者の貧困から生じる複雑な諸問題に対応できず、精神的に追い詰められ、貧困問題や生活課題を被保護者の個人の問題に転嫁しがちになり、被保護者との関係性がより悪化するようと思われます。

第2章 生活保護行政における ケースワーカーと 要保護者の関係

23) 平成21年3月9日社援保発第030901号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「現象
員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」

支援困難事例から考える生活保護ケースワーク

2023年5月29日 初版発行

著者 池谷秀登
発行者 和田裕格

発行所 日本加除出版株式会社
本社 〒171-8516
東京都豊島区南長崎3丁目16番6号

原稿 練習文 印刷 媒體製作 製本 牧良本印刷株
定価はカバー等に表示しております。
落丁本・乱丁本は当社にてお取扱いいたします。
お問合せの他、ご意見・感想等がございましたら、下記まで
お知らせください。

〒171-8516
 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
日本加除出版株式会社 営業企画課
電話 03-3653-5642
FAX 03-3653-2061
e-mail toiwase@kajo.co.jp
URL www.kajo.co.jp

© Hideto Iketani 2023

Printed in Japan

ISBN978-4-8178-4871-0

JCOPY（出版者著作権管理機構 登録出版物）
本書を無断で複数部複数（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、法律で禁じられています。複数される場合は、そのつど甲側に出版者著作権管理
機構（JCOPY）の許諾を得てください。
また本書を仕仔業者が第三者に依頼してスキャナやデジタル化することは、
たとえ個人や家庭内で利用であっても一切認められておりません。

JCOPY H.P : <https://www.jcopy.or.jp>, e-mail : info@jcopy.or.jp
電話 : 03-5244-5088, FAX : 03-5244-5089

～ 研修おつかれさまでした ～

アンケートのお願いについて

受講後、受講確認のため、アンケートに御協力ください。

下記 QR コードまたはメールに添付しております URL から

アンケートフォームへ回答をお願いいたします。

回答期限：令和 5 年 9 月 22 日（金）



私たちはTHANKS(サンクス)
運動を推進しています！

～地域の人々が明るい
ネットワークを臺き支え合う社会を目指して～

